

第3章 レクリエーションと自然公園

第1節 総説

レクリエーションという言葉が普及したのは、戦後のことである。レクリエーション自体の重要性は、戦前からある程度認識されていないわけではなかったが、激しい戦争の間はもちろん、戦後も窮乏の中で復興に追われていたころは、国民生活の中にレクリエーションを積極的にとり入れる余裕はなかったといつてよい。それが、戦後の復興期を終えたといわれている昭和30年以後になると、経済の高度成長とともに国民生活の水準が向上するにつれて、レクリエーションが急速に国民の関心の的になつてきた。しかし、こうした国民生活のうわべの余裕が生じてきたことのほかに、30年当初と比較して現在のわが国でレクリエーションを重要視しなければならない事情が新しく生ずるに至っている。

第1に、国民生活のパターンが、より多くの戸外レクリエーションを必要とするものになつてきたことである。経済の発展とともに人口の都市集中が著しくなるにつれて、都市生活をする人々の数も年々ふえてきた。しかし、それを受け入れる都市の側では、とかく生活環境の整備が遅れがちであるうえ、企業や住宅が無秩序に都市の中の空地を食いつぶしたため、多くの都市生活者は緑に恵まれぬ環境の中で、精神的にも、身体的にも、健康的とはいえない生活を余儀なくされている。こうした人々が、自然のもつ緑への欲求を満すために、より積極的に戸外レクリエーションの場を求めようになつてきている。このような国民生活からの強い欲求にこたえるために、戸外レクリエーションの場の整備、自然公園の保護ということが社会的に大きな課題となつている。

第2に、国民の健康増進という観点からも戸外レクリエーションの重要性が認識されるに至っている。わが国の保健行政は、これまで疾病の予防や治療に重きが置かれてきていたが、現在では、国民がより健康な体力を保つため、積極的に健康を増進させていくことが強調されるようになつている。その点で戸外レクリエーションは老人から子供に至るまでの健康増進の手段として最も適したものといえよう。しかしながら、現在国民の間では、必ずしも戸外レクリエーションが広く行なわれているとはいえない状況にある。戸外レクリエーションの場を整備し、児童から老人に至るまでみんながすぐれた自然環境のもとでのレクリエーションを通じ、保健休養を図ることができるような体制を作ることが、この面からも急務となつている。

国民生活における保健休養対策としての戸外レクリエーションの役割はきわめて大きい。

ところで、従来のレクリエーション行政は、社会教育行政、職場における労働者の福祉行政等の一環として、それぞれの分野で行なわれる場合が多く、また、レクリエーションの場としての自然公園、温泉等に関する施策、レクリエーション施設としての国民宿舎、国民休暇村などの施策に関連して行なわれてはいるが、これらを包含する国民の保健休養対策という見地からの総合的、かつ、体系的な施策という点からは遺憾ながら十分とはいえない。近い将来、週40時間労働、週休2日制の普及など余暇の増加が予想されている今日、保健休養対策として総合的、かつ、体系的な戸外レクリエーション施策の樹立とその強力な推進こそ豊かな国民生活への道を開く一つのかぎであるといえることができる。

自然公園は、国民の保健休養教化の場として古くから親しまれ、利用されてきた。戦後は、まず増大するレクリエーション需要に対処して、すぐれた景観の地を確保するため、主として国立公園等の指定に重点が置かれ、終戦時国立公園が12か所であつたものが、30年には19か所、40年には23か所に増加した。これに加えて、戦後新たに制度化された国定公園27か所と都道府県立自然公園261か所が全国にわたつて配置されている。このうち国立公園の指定については、一応完了したとみられ、今後の指定の重点は、残された自然景観を確保するとともに地域的なレクリエーション需要に対応するための国定公園の指定と、従来自然公園体系に含まれていなかったすぐれた海中の景観を新たに公園として取り入れることなどに向けられようとしている。

一方,指定された自然公園の保護管理の面における最近の傾向としては,戦後,産業開発を急速に推進するため積極的に行なわれた水力発電のためのダム建設が下火になった反面,30年以降は地域開発や観光開発の進展による自然景観の破壊が顕著になった。したがって,いまやこうした行為による自然の破壊に対処するため,地域開発における自然環境の尊重の確立などの施策を講ずることが急務となつている。また,特定の地域に対する利用者の過度の集中も重要な問題となつている。

すなわち,自然公園行政の重点は「いかに多くのすぐれた自然の景観地を自然公園として確保するか」ということから「確保された自然景観をいかに強力に保護し保健休養教化に役立てるか」ということに移行しつつある。

このような時点において,将来予想される人口の過度の都市集中,所得と余暇の増加,交通機関の発達等の社会経済の変動に即応するためには,この際相当長期にわたる将来を見通した構想をたてる必要が生じている。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第3章 レクリエーションと自然公園

第2節 レクリエーション活動

レクリエーションは、余暇の活用による明日への活力の源泉として、生活に密着したものとなっており、レクリエーションに関する行政は、国民の保健休養対策の重要な一環として、クローズアップされてきている。

わが国で、このレクリエーションを一つの社会的活動として推進していこうとする試みは、昭和10年ごろから行なわれ、13年の厚生省の誕生を契機に活発化していった。すなわち、厚生省は、日本厚生協会を援助してレクリエーション活動の健全な育成を図り、また自然環境の利用面に建設的な目的と体系とを与えようと努めたものである。しかし、そうした試みも、第2次大戦の緊迫とともに功を奏さないまま終戦に至つたのであつた。

戦後のレクリエーション活動、特に戸外におけるものの一つに、25年以降、今日まで、毎年7月21日から1か月間にわたつて行なわれている「自然に親しむ運動」がある。自然に親しむ運動は、自然環境を適正に利用することにより、健全なレクリエーションの普及発達を図ろうとするものであり、厚生省が主唱し、関係都道府県と財団法人国立公園協会とが、関係団体の協力を得て、それぞれの立場で全国的に運動を展開し、各種行事を実施しているものである。

30年以降の新しい施策としては、国民大衆の家族旅行の容易化を図るための国民宿舎の制度がある。

国民宿舎は、自然公園や保養温泉地等の自然環境のすぐれた休養地に誰でも気軽に、しかも快適に利用できるよう、31年以来、地方公共団体に対し、特別地方債の融資のみちを講じて建設を進めてきたものである。国民宿舎建設のための地方公共団体に対する建設費の融資額は、40年度まで厚生年金保険積立金還元融資が21億3,400万円、国民年金特別融資が41億4,200万円、合計62億7,600万円に達し、宿舎数も182か所を数えている。収容定員は、当初、252人にすぎなかつたが、現在では1万9,671人に達している(第3-1表参照)。利用者は、逐年急速な伸びを示し、そのうち宿泊利用者は年間125人をこえ、名実ともに国民宿舎としての実をあげているといえる。国民宿舎に対する社会的要請は、今後、ますます増大するものと考えられるので、さらに、融資枠を拡大する等の措置を講じてその増加を図るが、新設するにあつては、全国的な配置の適正化を考慮し、既設宿舎については、内容改善や子供連れを対象とする付帯施設の充実を図ることが必要とされる。

第3-1表 国民宿舎の設置及び利用状況

第3-1表 国民宿舎の設置及び利用状況											
	総数	31年度	32	33	34	35	36	37	38	39	40
設置区分(か所)	182	2	8	5	12	19	30	25	23	31	27
国立公園	71	1	6	2	5	9	9	6	11	10	12
国定公園	35	—	—	—	5	2	10	6	4	5	3
都道府県立自然公園	30	1	—	—	1	5	4	7	3	8	1
保養温泉地	28	—	2	3	1	2	5	4	1	7	3
その他	18	—	—	—	—	1	2	2	4	1	8
収容定員(人)	19,671	252	933	467	1,309	1,516	3,201	2,818	2,506	3,978	2,691
融資額(千円)	6,276,900	32,000	133,000	110,000	262,000	351,000	924,900	886,500	817,000	1,513,000	1,247,500
厚生年金保険	2,134,000	32,000	133,000	110,000	262,000	351,000	285,000	133,000	113,000	513,000	202,000
国民年金	4,142,900	—	—	—	—	—	639,900	753,500	704,000	1,000,000	1,045,500
利用者数(人)	(7,674,030)	—	—	74,117	240,602	402,196	652,969	1,098,049	1,994,287	3,211,810	—
宿泊利用	(3,250,801)	—	—	25,716	100,865	177,346	317,389	479,656	894,528	1,255,301	—
休憩利用	(4,423,229)	—	—	48,401	139,737	224,850	335,580	618,393	1,099,759	1,956,509	—

厚生省国立公園局調べ

(注) 利用者数の()内の数字は、33~39年度までの利用延べ人員(ただし、未報)

このほか、後述する自然公園の保護及び利用施設の整備、なかんずく国民休暇村の造成なども、戸外レクリエーションの振興を図るうえに、きわめて重要なものである。

以上、述べたとおり、レクリエーションに関して、個々の施策が行なわれてはいるが、保健休養対策としての総合的かつ、体系的な政策という点からは、遺憾ながら十分でないのが現状である。

こうした情勢にあつて、将来の戸外レクリエーションは、いかにあるべきかを考えてみよう。「アメリカ・レクリエーション目的審議会」(The Commission on the Goals for American Recreation)の報告によれば、戸外レクリエーションの意義について、「人類が、長い世代にわたつて自然の生活にとけこみ、作りあげた生活組織が、急激に変動する社会環境のためにゆがめられ、精神的にも肉体的にも、また情緒的にも、多くの不適応を見出すようになった。われわれには、今や人間として最も深いニードであるところの自然の安らぎが必要である。戸外レクリエーションは、その意味において重要な役割をになつている。」と述べている(Goals for American Rec. 1964, P.9)戸外における幾時間、又は幾日かの生活が、単なる自然への郷愁としてばかりでなく、より以上の建設的な生活体験として、大きな価値があることを認識しなければならない。

今後の戸外レクリエーション行政の推進は、こうした考え方を基礎として進めていくべきではないだろうか。

したがつて、保健休養対策としての戸外レクリエーション政策を総合的、かつ体系的にうちたてることが急務であるが、その基本的な方策としては、国全体の、またある地方のニードに応じて、戸外レクリエーションの場として最も重要な自然が、「本来の自然」として保護されることが先決問題であり、次に、過密利用に陥らないよう全国的な配置計画の下に、十分なか所数と面積の戸外レクリエーション用地を確保し、それらの確保された地域に対して、自然保護とのバランスを考慮しつつ必要な利用のための施設を整備することである。

その一方では、戸外レクリエーションをするための余暇時間の確保、所得の増加、交通機関の整備、事故予防対策の充実等に並行して、余暇の賢明な過ごし方に対する不断の指導啓蒙が必要であることは、いうまでもないことである。

第3章 レクリエーションと自然公園

第3節 自然公園

1 自然公園の指定

国立公園については、自然公園審議会が答申した昭和36年12月の「国立公園の体系整備について」による候補地全部について、39年度までに、新規指定4、区域拡張4が行なわれ、公園の合計も23となった。これにより、国立公園はわが国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地という基準からみて、その体系的整備は、一応完了したものといえよう。

一方、国定公園については、37年4月に同審議会から答申のあつた「国定公園候補地の選定について」による候補地について、39年度までに新規指定10、区域拡張2が行なわれ、現在1か所の候補地を残すのみとなった。しかし、国内の景勝地の中には、現在のもの以外にも国定公園としてふさわしいすぐれた景観の地が、なお残されているので、わが国のすぐれた自然の風景地を保護し、あわせて、国民の利用に供するため、新しい候補地の選定を行ない、指定等の準備を進める予定である。

40年においては、国定公園について、40年3月の答申により、新たに候補地に追加された利尻礼文国定公園の指定並びに南房総及び三河湾の2国定公園において若干の区域拡張が行なわれた。

国立公園及び国定公園の数及び面積は、以上の新規指定、区域拡張等により、30年12月末現在に比べてかなり増加している(第3-2表、第3-1図参照)。

他方、自然公園利用者数も第3-2図のとおり、30年当時と比べて、大幅な増加を示している。国民生活の安定、交通機関の整備等によつて、この傾向は、今後ますます強められることが予想される。

第3-2表 国立公園・国定公園数及び面積

第3-2表 国立公園・国定公園数及び面積
(各年12月末現在)

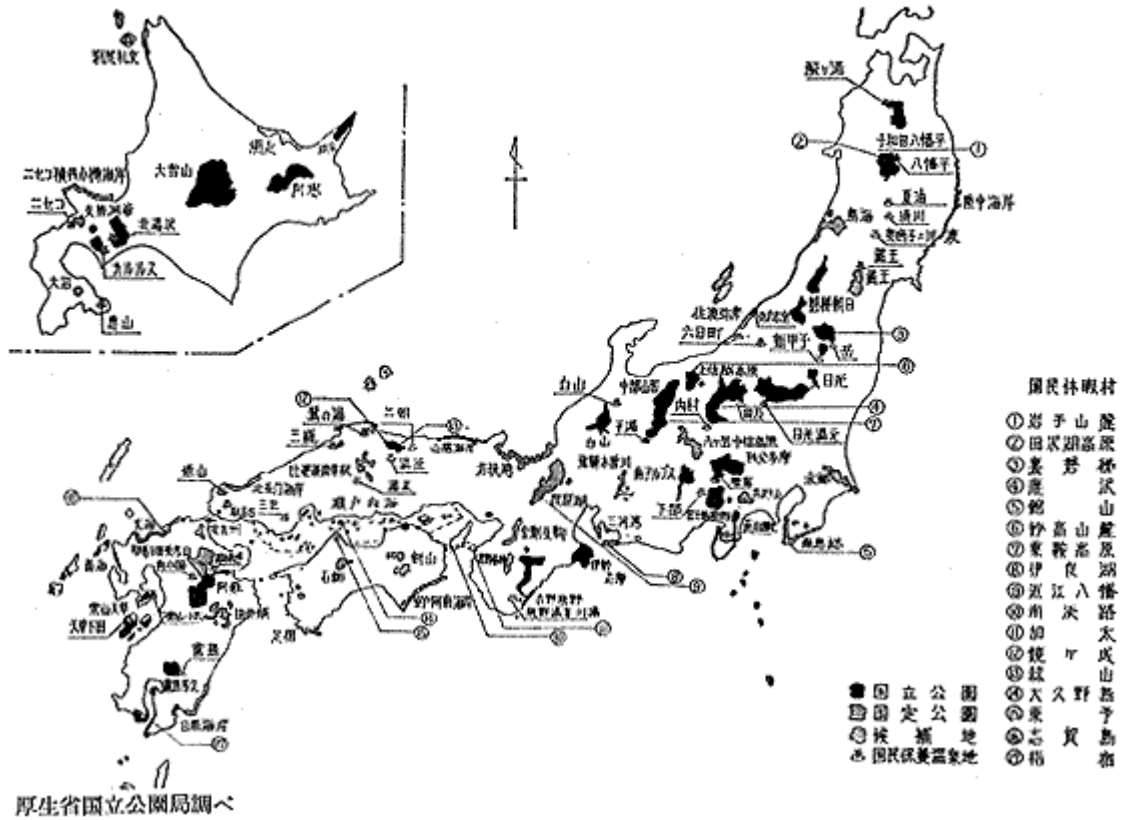
		30 年		40	
国立公園	か所数	19		23	
	面積(ha)	1,636,063.2	(100)	1,963,583.9	(120)
国定公園	か所数	10		27	
	面積(ha)	327,791.0	(100)	658,536.8	(201)

厚生省国立公園局調べ

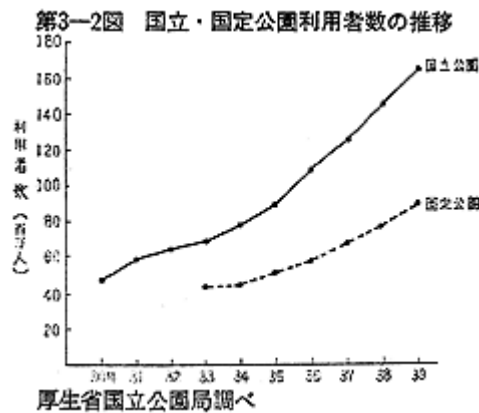
(注) () 内の数字はそれぞれ30年12月末現在の面積を100とした場合の割合

第3-1図 国立・国定公園配置図

第3-1図 国立・国定公園配置図



第3-2図 国立・国定公園利用者数の推移



また、わが国は、周囲を海に囲まれており海中資源はきわめて豊富である。これらの貴重な資源を主として、レクリエーション目的で保護し、あわせて国民大衆の利用に供することは、戸外レクリエーションの新しい分野を開拓するものであり、資源の有効利用の観点からいつでも望ましいことといわなければならない。この海中における公園体系の制度化を図るため、37年シアトルで開催された第1回世界国立公園会議において「海中公園設定の勧告」が出されたのに呼応して39年度から調査検討を始めている。

第3章 レクリエーションと自然公園

第3節 自然公園

2 自然公園の保護管理

国立公園及び国定公園の区域においては、風致景観を維持する必要性に応じて、その区域内に特別地域が指定され、さらにその中に特別保護地区が指定されている。都道府県立自然公園の区域においては、条例の定めるところにより、特別地域が指定されている。

現在、特別地域は、国立公園については、全公園で指定されており、国定公園については、25公園で指定されている。また、特別保護地区は国立公園については、17公園で指定され、国定公園においては、12公園で指定されている。特別地域及び特別保護地区の指定状況を30年12月末現在の状況と比較すると、第3-3図のとおり国立公園の特別保護地区の面積の増加が著しい。

第3-3図 国立公園・国定公園の特別地域及び特別保護地区面積

第3-3表 国立公園・国定公園の特別地域及び特別保護地区面積
(各年12月末現在) (単位: ha)

		30 年	40
国立公園	特別地域	756,602.0 (46.8)	1,171,011.4 (59.6)
	特別保護地区	20,071.4 (1.2)	164,408.7 (8.4)
国定公園	特別地域	60,576.6 (18.5)	386,412.5 (58.7)
	特別保護地区	—	16,097.9 (2.4)

厚生省国立公園局調べ

(注) ()内の数字は、それぞれ国立公園又は国定公園の総面積に対する割合である。

40年においては、吉野熊野、阿蘇、中部山岳の3国立公園において特別地域の区域変更が行なわれ、日光、阿蘇、中部山岳、雲仙天草の4国立公園において特別保護地区の追加指定が行なわれた。

自然公園においては、一定の行為をするについて許可又は届出をさせることにより、風致景観の保護を図っている。しかし、これをもつてしても自然の風致景観の保護を完全に行なうことは困難である。これは、わが国の自然公園制度がいわゆる地域制という特異な制度によらざるを得なかつたことに起因している。すなわち、わが国の自然公園は、指定する者が土地の管理権を有することを要件としていないため、その区域は必ずしも公園目的に専用することのできない、いわゆる多目的土地利用の行なわれる地域となつている。このため、区域の全部が国有地であるアメリカ合衆国の国立公園の場合等とは異なり、区域内にある所有権、鉱業権その他の権利行使として行なわれる各種の行為や水力発電等の公益事業等の各種産業行為と自然の風景の保護との間には常に対立が生じてくる。そして、この対立の中で、自然風景の人為的な損傷を最小限にとどめるように造園技術的調整を行なうことによつて、調和を見出そうとするのが、自然公園行政の重要な機能の一つとなつている。

一方、厚生省は、国立公園の利用の重要な拠点となり、公園を利用するために必要な施設を集团的に設置できる可能性のある地区について、他省庁所管国有地の所管換えを受けるとか又は寄付を受けて国有財産とするなどの方法により、公園目的に専用することのできる土地の確保に努めており、現在約845ヘクタールを所管しているが、これは、全国立公園面積のわずか0.4%にすぎないので、今後ともこれらの土地の確保に努めなければならない。このほか土地の確保については、自然の絶対保護を必要とする特別保護地区につい

でも、種々の方法で確保に努め、わが国に残されているすぐれた自然風景地を存続させるための施策を積極的に講ずる必要がある。

また、自然の損傷は、自然公園の利用者によつてなされる場合がある。たとえば、利用者による採取で絶滅にひんしている高山植物なども多い。さらに、夏季等の利用の最盛期には、ゴミ、騒音、水の汚濁等のため一時的ではあるが、自然環境は悪化し、そこなわれている。また、その収容力を上回る利用者によつて、貴重な湿原が荒らされている日光国立公園の尾瀬地区のような場合もある。これらの解決策としては、心ない利用者の行為については、これを指導監督する現地管理機構の充実のほか、公園利用道徳の向上にまたねばならないところが大きいであろう。

このような自然公園の保護管理は、国立公園については厚生省、国定公園及び都道府県立自然公園については都道府県が行なっている。

さらに、その現地において管理にあたっているのは、国立公園では、国が現地に駐在させている48人の国立公園管理員が中心であり、これを補うものとして、都道府県委託職員等都道府県職員がいる。上記管理員及び委託職員は富士箱根伊豆国立公園管理事務所、日光国立公園管理事務所のほか、国立公園の主要地点に駐在して、自然景観の保護、利用者の指導及び所管国有地の管理等の現地管理業務に従事している。厚生省が直接国立公園の現地管理を行なう制度を採用したのは、28年に5人の国立公園管理員を国立公園に配置したことに始まる。33年までに51名の国立公園管理員の定員が確保されたが、その後増員が行なわれず、41年度においてようやく4人の増員が予定されている状態である。したがつて、国立公園管理員は、今日、全公園面積に対して1人当たり約3万ヘクタールという広大な地域について、広範にわたる任務を地理的な悪条件を克服して遂行している。管理員は、単独で駐在している者が大部分であり、また52人という少人数の実情では、国立公園の風致、景観の保護の面及び遭難事故防止等の利用者指導の面で、今日の国立公園行政における現地管理の分野での、増大する負担に応じ得なくなるおそれがある。今後、なお国立公園の利用及び区域内事業の事務に急激な増加が予想されるとき、すみやかに、現地の管理体制を強化する必要がある。

国の管理員や都道府県の職員に協力して、国立公園や国定公園等自然公園の利用者の指導にあたるものに、自然公園指導員がある。自然公園指導員は、自然公園の利用や保護に経験と関心を有する民間のボランティアであり、厚生省で委嘱している。この制度が始まったのは、32年からであり、現在658人の人々がこの仕事に携わっている。

なお、国立公園の特別地域内又は特別保護地区内で一定の行為をするには、厚生大臣の許可を要することになつている。30年における許可申請件数は671件であつたが、40年には、2,109件となり、約3倍に増加している。10年間の社会の変化に対応して、その内容にはかなりの変化がみられる。たとえば電源開発事業であるが、30年前後は中部山岳国立公園の黒部ダム及び吉野熊野国立公園の北山川(瀬八丁)におけるダム等、開発か保護かをめぐつて世間の注目を集めた事例が多かつたが、最近では、水力による電源開発事業にかわつて、火力及び原子力による電源開発のための施設用地と地熱発電事業が自然公園区域内に求められるようになつてきている。また、許可申請件数を行為種類別にみた場合、30年は売店の新築件数が137件(20.4%)で首位を占めていたが、40年では、別荘、保養所の新築数が326件(15.5%)で首位となつている(売店は2位)。この変化は、所得水準の上昇、余暇の増加等につれて、公園利用の形態が、公園内で、より長期間滞在するような形態に変化してきたことを示すものであろう。

最近では、特に、観光企業等による分譲別荘地造成が盛んとなつているが、この種大規模宅地造成行為を含めて、別荘等の新築許可申請件数は、ますます増加するものと考えられる。

また、件数は少ないが、最近、瀬戸内海等の沿岸部において各種工場用地、港湾施設用地、観光企業用地等にするため海面の埋立てを行なう例がみられる。せん細な海岸景観にとつて埋立ては致命的ともいえる行為であり海の自然公園を保護するうえで今後の大きな問題である。

第3章 レクリエーションと自然公園

第3節 自然公園

3 自然公園の利用施設の整備

自然公園の利用施設は、自然公園の主旨に沿った利用が快適にできるよう、各公園ごとに決定された公園計画に基づき整理されている。その事業主体別の整備状況を国立公園についてみると、第3-4表のとおりである。

第3-4表 国立公園事業の執行状況

	31年度	32	33	34	35	36	37	38	39
総 額	3,621	4,234	5,757	7,472	9,065	14,229	15,566	25,174	29,094
厚 生 省 (直 轄)	70	50	70	75	75	94	114	140	207
地方公共団体	801 (一)	501 (80)	691 (120)	1,259 (130)	1,227 (150)	2,954 (230)	3,372 (276)	4,225 (330)	3,603 (398)
その他の行政庁または公園	—	333	2,585	1,935	1,308	2,508	1,926	5,248	5,833
民 間	2,750	3,350	2,411	4,203	6,455	8,673	10,154	15,561	19,451

厚生省国立公園局調べ

(注) 地方公共団体の()内の数字は、厚生省補助事業によるものの内数である。

すなわち、利用施設の整備に投下される資金は、年々増加する一方であるが、その大部分が民間業者によるホテル、旅館、ロープウェイ等の営利施設に投ぜられ、道路、駐車場、園地、公衆便所等の公共利用施設が著しく立ち遅れている。

今後の整備の方向としては、この立ち遅れの解消を図ることにあるのはもちろんであるが、特に次の3点に重点が置かれる方針がとられている。すなわち、(1)利用者の集中する集団施設地区(宿泊施設、公共サービス施設等の利用施設を集中的に整備する地区。現在、国立公園に151地区、国定公園に80地区指定されている。)の利用環境を整備するための焼却炉や公衆便所等の環境衛生施設、(2)自然に対する理解を深めるための自然研究路博物展示施設及びビジターセンター(案内、休憩、自然解説のための総合施設)、(3)山岳における事故を防止するための避難小屋、登山歩道、標識等の施設がこれである。これらの施設を重点的に整備することにより、快適にそして安全に、自然に親しみ、自然への理解を深めることができるようにすることが必要である。

40年度においては、この線に沿い、たとえば、自然研究路については、国立公園にあつては、阿寒国立公園の和琴半島、富士箱根伊豆国立公園の大湧谷、白山国立公園の室堂など13路線、国定公園にあつては、ニセコ積丹小樽海岸国定公園のニセコ温泉など3路線、ビジターセンターについては、富士箱根伊豆国立公園の湖尻、霧島屋久国立公園の蝦野の2か所などそれぞれ整備が進められた。

また、これらの施設とともに、国民休暇村の重点的な整備が進められつつある。国民休暇村は、国立公園及び国定公園のすぐれた自然環境のなかに、安くて清潔な宿泊施設を中心とする各種の利用施設を集团的に整備し、家族連れを中心とした国民一般の利用を対象とする総合的保健休養地を造成しようとするものであ

り,自然公園の利用者の増加に対応したモデル的な集団施設地区の整備であるとともに,新たな利用拠点の開発である点においては,地域開発をも兼ねた施策である。36年以来,全国に17か所を選定し,総面積1,438ヘクタールの土地に,それぞれの土地柄に応じた建設が進められ,現在,すでに,16か所において一部の施設を利用に供している(第3-1図参照)。

国民休暇村の造成にあつては,園地,駐車場等の基本的な公共施設は,国(国立公園)又は地方公共団体(国定公園)が整備し,宿泊施設等の有料施設については,財団法人国民休暇村協会が建設,運営にあつている。これまでの投資額は,28億5,600万円で,うち公共投資が,5億7,900万円,協会の投資が22億7700万円(厚生年金保険積立金還元融資及び国民年金積立金特別融資)となつている(第3-5表参照)。

第3-5表 国民休暇村の設置及び利用状況

	総 数	36年度	37	38	39	40
設 置 か 所 数	17	10	2	4	1	—
国 立 公 園	13	8	1	4	—	—
国 定 公 園	4	2	1	—	1	—
収 容 定 員(人)	3,013	—	521	978	881	633
投 資 額(千円)	2,881,643	536,348	809,909	412,483	496,081	626,822
公 共 施 設	641,053	47,000	91,990	121,100	156,521	224,442
有 料 施 設	2,240,590	489,348	717,919	291,383	339,560	402,380
利 用 人 員(人)	371,623	—	5,454	134,539	231,680	401,083
宿 泊 利 用	202,888	—	5,184	63,582	134,122	232,096
休 憩 利 用	168,735	—	270	70,957	97,508	168,987

厚生省国立公園局調べ

国民の認識が深まるにつれて,国民休暇村の利用は逐年増加し,40年度は約40万人の利用があつた。

今後とも,設立目的に沿つた健全な保健休養の場として,さらに利用施設の整備充実を図り,内容が改善されることになつている。

第3章 レクリエーションと自然公園

第3節 自然公園

4 国民公園及び墓苑

皇居外苑、新宿御苑及び京都御苑は、24年以来国民公園として多くの国民に利用され親しまれている。現にこれら国民公園を訪れる人々は年間約1,600万人に及び、その半数の約800万人が皇居外苑の利用者である。

この皇居外苑の主体となる地域は、皇居の前庭ともいふべきところであり、その景観はクロマツと芝ふによつて形成されているが、最近、自動車の排気ガス等による大気汚染の影響がおもなる原因となつて松など樹木の衰弱がはなはだしいため、40年度より3か年計画で皇居外苑としての景観の保持のための対策を行なつている。

新宿御苑には、従来の大温室に加え、40年度に半地下式の亜熱帯植物室を増設し、総面積2,594平方メートルとなつた。現在1,300種の植物が植え込まれているが、将来は約2,000種程度収集する計画で準備を進めている。また、新宿御苑は総理大臣主催の観桜会が毎年行なわれるなど桜の名所としても有名であるが、現存する桜樹1,300本のうち1,000本程度が相当老齢化しているため、41年度より年次計画をもつて約1,000本を補植する予定である。

京都御苑は、京都御所の周辺に位置する公園であり、内外人の訪れも多く、静かな散策公園ともいふべき場所であることから清浄な風致の保持に力を入れている。

千鳥ヶ淵戦没者墓苑は、戦後、海外の各地から送還された戦没者の遺骨を安置するため34年に設置された公園であり、現在約9万1,000体が六角堂に安置されている。参拝者は年間約14万人に及んでいる。

第3章 レクリエーションと自然公園

第3節 自然公園

5 温泉

わが国の温泉は多数の火山活動によつて温度が高いこと、温泉の泉質が多種多様であること及びゆう出地が、ほぼ全国にわたつていることなどすぐれた特色を有しており、わが国は世界に冠たる温泉国であるといつても決して過言ではない。

温泉の効用は、温泉に入浴し又は温泉を飲用することにより、温泉の熱エネルギーと温泉に溶けこんでいる種々の物質が健康の回復向上に有効に作用することにより、温泉地の気候もその重要な要素をなしている。わが国の温泉利用の歴史は古く、各地に今なお残つている湯治場などからうかがわれるように、その効用は経験的に知られ利用されてきた。この効用は、近代医学においても再認識され疾病の予防や治療、特に、リハビリテーションの分野で盛んに利用されている。

温泉のもう一つの効用は、レクリエーション資源としての効用である。日本人が入浴好きであることから、温泉は日本人にとって最も大衆的なレクリエーションの対象として昔も今も親しまれ、貴重な観光資源となつている。39年の総理府の「旅行に関する世論調査」によれば、泊りがけ慰安観光旅行の52.5%が温泉旅行であり、28.9%の名所旧跡見物旅行を大きく引き離している。

このように、温泉が、国民大衆に大いに親しまれ、医療面ばかりでなく、老若を問わずレクリエーションの対象として利用されていることは、好ましいことであるが、新旧の温泉地が増大する利用客の需要に応ずるために、温泉の開発をいろいろな形で促進することとなつた結果、温泉の保護及び利用に支障をきたしてきている。すなわち、第3-6表にみられるとおり、39年を32年と比較してみると、全国計では、温泉数とゆう出量が、それぞれ増加しているものの、収容定員1人当たりゆう出量は、かえつて減少しているという現象が生じている。これを既存の有名温泉地に限つてみると顕著となり、温泉の需給関係がしだいに悪化して、温泉のゆう出量の減少、温度の低下及び泉質の変化等、温泉源の衰退のきざしがみえている。これは主として、泉脈枯渇の状態にある温泉地でさらに掘さくが行なわれたために起こつたものとみられる。ちなみに、新規掘さくの許可件数は32年の707件から39年の1,415件に増加している。

第3-6表 温泉の変化の実感

区 分	32年12月末現在	39年12月末現在	増 減
全 国 計	源 泉 数	11,886	14,756 +24.0%
	ゆう 出 量 $\frac{l}{m}$	731,637	991,831 +35.5
	収容定員1人当 たりゆう出量 $\frac{l}{m}$	2,321	1,707 -26.0
既存有名温泉地計 (86か所)	源 泉 数	7,044	8,017 +14.0
	ゆう 出 量 $\frac{l}{m}$	335,156	299,306 -11.0
	収容定員1人当 たりゆう出量 $\frac{l}{m}$	2,082	1,027 -51.0

厚生省国立公園局調べ

このような現象を防止して、温泉源の永続的確保によつて、需給の均衡を図り、国民の利用に供するため、温泉法の改正を検討中である。

また、最近、温泉地が歓楽の場となる傾向が多いと批判されているが、温泉地の健全な育成を図るため、国民保養温泉地の制度が設けられている。これは、自然の風景に恵まれ、良好な環境の下にある温泉地を、厚生大臣が温泉の公共的利用増進のために指定する趣旨のものであり、現在全国に35か所指定されている(第3-1図参照)。国民保養温泉地には、利用客が素朴な休養や療養本位の温泉地として利用できるように、各温泉地の特殊性に即して温泉地計画が策定されている。この計画は、浴場、宿舎、保養所、療養所その他の温泉利用施設に関するもの及び風致休養、衛生、交通等温泉地の環境改善に関するものを含んでいる。温泉地計画による公共施設の整備については、国民保養温泉地施設整備費補助の制度があつて、順次整備されつつある。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare